

# 「花いっぱいやさかい」規約

(名 称)

第1条 本会は、「花いっぱいやさかい」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を公益財団法人 堺市公園協会内に置く。

(目 的)

第3条 花のボランティアとして、学んだ知識や技術を活かし、「花と緑の美しい堺」を行政と協働して実現するため、市民にその輪を広げ、仲良く活動する。さらに、同様の取り組みを行う団体とも交流を図る。

(活 動)

第4条 目的を達成するため、会員は約束ごとやルールを守り、圃場を有効に活用し、以下の3つを基本に取り組み可能な活動を行う。

「花づくり」種から花苗を育てる

「花かざり」堺市内の個人宅接道部や認められた公開地（広場など）に植栽する

「花 守 り」水やり、除草など植栽した花の管理をする

(会 員)

第5条 会員とは堺市民及び堺在勤・在学者が事務局の公募等に応じて会員となった者をいう。

(1) 会員は活動に積極的に参加し、お互いに企画、運営に協力しなければならない。

(2) 会員は、年度毎に「花いっぱいやさかい」の花のボランティア保険に加入し、保険料（500円）を納めなければならない。

(組 織)

第6条 本会に次の組織を置く。組織体系図は別掲。各部の運営要領も別掲。

(1) 栽培部 栽培活動等に関することを担当する。

(2) 広報部 活動状況の情報、PRを担当する。

(3) 圃場部 圃場内設備、機材、資材等の管理を担当する。

(4) 企画部 上記部の活動以外の活動を企画し、実施する。

(5) 必要に応じて部を新設することができる。

(役員とその職務)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 2 名 会長を補佐する。
- (3) 会計・書記 1 名 財務管理と議案書、議事録を事務局の協力を得て事務管理する。
- (4) 部長 4 名 栽培部部長、広報部部長、圃場部部長、企画部部長とし、会の発展に応じて新設部を設ける。

(役員を選任)

第8条 役員は世話役で構成する「運営会議」において選出し、承認を得る。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は連続2期までとする。また、任期途中の役員交代がある場合、前任者の残任期をその任期とする。

尚、各グループ世話役代表の任期についてもこの条文を適用する。

(会議)

第10条 本会の会議と出席者は、次の通りとする。

- (1) 役員・代表者会議 役員と世話役代表
  - (2) 運営会議 役員と各グループ世話役及び圃場長
  - (3) 部会議 各部員
  - (4) 連絡会議 役員と世話役代表(年1回開催とし、特別事案が発生した場合は、その限りでない。)と行政との打ち合わせを行う。
  - (5) 総会 全会員と新会員
2. 会長が必要に応じて、会議を招集することができる。但し、(3)は各部長が召集する。(2)の運営会議の決議は、他の議決事項よりも優先するが、話し合いで結論が出ない場合は、記名式による全会員の投票(投票総数の過半数以上)が優先する。

(グループ及び各部)

第11条 本会のグループ及び各部の役員は、次の通りとする。

- (1) グループの責任者を世話役代表と称して、各1名選出する。また、世話役副代表1名を選出する。世話役代表はそのグループを総括する。
- (2) 世話役は各グループで運営会議出席者(5名以内)とリーダー(必要数)に分けて、事務局に登録する。
- (3) 各部部长の選出は、部員の互選による。
- (4) 各部員数は、会員から各グループ5名以内を原則とし、必要に応じてその人数は部長の判断にゆだねることができる。各部に副部长を置く。尚、役員と世話役代表は兼任することができるが、複数の役員の兼任はできない。また、世話役代表は各部の副部长・圃場長を兼任することができる。
- (5) 圃場には圃場長1名を配置する。圃場長は圃場を管理運営する。

(会 計)

第12条 本会の会計処理は次の通りとする。

- (1) 予算書、決算書を年度毎に作成し、運営会議で検討し、総会の承認を得る。
- (2) 会計の執行については運営会議の決定に基づいて行われる。
- (3) 会計担当者は会計簿にその内容を記載し、管理する。
- (4) 会計年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(会計監査)

第13条 本会に、会計監査2名を置く。

- (1) 監査は、公園協会から1名、会員から1名、各々選出する。
- (2) 会計監査は、役員・代表者会議において推薦し、「運営会議」の承認を得て選出する。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(運用要領書)

第14条 会の運営については、別途各運営要領にて補完する。

(規約の改定)

第15条 規約の改定は、運営会議出席者の過半数で決議し、総会にて報告する。

- 附 則  
この規約は、平成15年8月1日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成16年3月7日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成17年2月27日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成19年3月4日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成20年2月1日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成23年11月25日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成25年7月1日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成26年1月23日から施行する。
- 附 則  
この規約は、平成28年2月1日から施行する。